令和８年（フ）第６８号
北海道苫小牧市拓勇西町３丁目11番４号　コミカルタイツ気象庁２　105号、前住所札幌市西区発寒３条３丁目５番18号　アトラスハイム発寒南105号
破産者　鈴木　典明
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８号
青森市金沢１丁目１番29号
破産者　工藤　豊
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１５６号
岩手県花巻市下似内第５地割３番地
破産者　臼崎　信一
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第４５号
岩手県花巻市高田15番15号　パームハイツ高田Ｂ102号
破産者　髙橋　弘樹
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和６年（フ）第５０号
山形県天童市三日町二丁目４番５号ノッテ・ステラータ201号、開始決定時の住所山形県新庄市小田島町７番28号
破産者　柏倉　明恵
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第２９号
福島県喜多方市字井戸尻4135番地１、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内4205番地
破産者　奥川　幸夫
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第３５９号
群馬県渋川市北橘町上南室358番地２
破産者　竹中　綾平
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９５号
群馬県伊勢崎市宮子町2853番地　桜井ハイツⅠ103
破産者　高桑きよ子
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１５４号
金沢市間明町２丁目51番地　ダイアパレス間明1001号、従前の住所金沢市高畠１丁目205番地
破産者　吉田　佑城
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６号
金沢市緑が丘19番14号
破産者　片口　三枝
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３２号
金沢市瓢箪町１番９号
破産者　中恒組こと　中谷　正晶
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４７号
金沢市上荒屋５丁目369番地　ｂｅｌｋ上荒屋101号、従前の住所金沢市無量寺２丁目７番地
破産者　西　陽平
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５号
岐阜県多治見市市之倉町12丁目353番地の179
破産者　海老沼貴義
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１１号
静岡県御殿場市東山922番地の13
破産者　荻野　恵
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
静岡県御殿場市神場一丁目22番地　ソシオ御殿場神場322
破産者　長田　圭
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１１６号
静岡県御殿場市駒門115番地の１　ハイツかざあな105
破産者　作山　聡
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１２４号
静岡県伊豆市熊坂273番地の30
破産者　朝比奈　伸
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１２９号
静岡県沼津市大岡3077番地の16、開始決定時の住所静岡県駿東郡清水町柿田985番地の１町営柿田住宅101
破産者　山崎　年也
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係